

第3期中期計画(案)の概要

H28. 2. 19 工業技術センター

第3期中期目標		第3期中期計画	
項目	内容	項目	内容
(はじめに)	<p>独法化により、自主性、自律性を生かして効率的かつ効果的な業務運営に取り組み。</p> <p>第2期は、最重要課題の「東日本大震災津波からの復興支援」とともに「県の産業振興と連動した取組」、「企業に信頼されるセンターの構築」を基本方針に各種取組を推進。</p> <p>本格復興や人口減少問題が課題となる中、いわて県民計画、岩手県ふるさと振興総合戦略及び中小企業振興条例に基づく基本計画を推進するうえで、センターの果たすべき役割は以前にも増して重要。</p> <p>第3期は、機能強化と安定的な業務運営を図りながら、質の高い基本サービスとともに、震災復興支援などの県政課題の解決に繋がる取組等を通じ、企業の成長や地域社会の発展に貢献。</p>	(はじめに)	<p>第2期も中期目標・計画に掲げた取組と目標は概ね達成見込み。第1～2期を通じ、組織パフォーマンスも独法化前に比較し向上。</p> <p>世界・日本のものづくりは大きな変革期を迎えており、この変革は製造業に止まらず、農業分野や伝統産業分野などでも対応が必要。</p> <p>第3期は、質の高い基本サービスとともに、震災復興支援や企業等の新たな事業展開に繋がる研究開発、地域産業の成長支援などの県政課題の解決に繋がる取組、高度技術者などの人材育成、研究成果の技術移転等を積極的に推進し、生産性や付加価値の向上など企業の成長や地域社会の発展に貢献。</p> <p>特に研究開発と成果の早期事業化、それを通じた研究開発型・課題解決型企業の創出による地域産業の強化、県の政策的なプロジェクトやものづくり革新などへの対応と農林水産業や伝統産業への支援、それらに対応するための内外の関係機関等との連携を基本とし、各業務を着実に遂行。</p>
I 中期目標の期間	H28. 4. 1～H33. 3. 31 (5か年間)	I 中期計画の期間	H28. 4. 1～H33. 3. 31 (5か年間)
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>独法メリットを生かしながら、企業支援や研究開発など質の高い基本サービスとともに、震災復興への支援や地域産業の成長支援など県政課題の解決に繋がる取組、人材育成、研究成果の技術移転等を積極的に推進し、地域の企業や産業の成長・発展を技術面から支援。</p>	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	<p>独法メリットを生かしながら、質の高いサービスの充実強化。</p> <p>技術ロードマップに基づき戦略的な取組。インプット、アウトプット、アウトカムを数値目標に設定。</p> <p>研究員・事務職員等の人材確保、職員の資質向上、外部人材や支援人材(研究スタッフ等)の充実に努める。</p>
1 震災復興への支援	<p>被災企業が直面する課題にきめ細やかに対応。</p> <p>新事業開発や付加価値創造など、復興からの更なる展開に繋がる研究開発や技術支援を推進。</p>	1 震災復興への支援	<p>引き続きセンター内に必要な体制を整備。</p> <p>本格復興へと新たなステージへの移行が進むなか、新事業開発や付加価値創造など、復興からの更なる展開に繋がる支援に力を入れる。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○被災12市町村の支援企業数 年間150社</p>
2 企業活動への技術支援	<p>研究成果や職員の専門的知識等を活用した技術相談、依頼試験への対応のほか、設備機器の貸出などを通じて県内の企業活動を支援。</p> <p>技術支援への対応力を高め、企業ニーズに対応したサービスの一層の向上。</p>	2 企業活動への技術支援	<p>技術支援は、研究開発などセンター利用拡大につながる重要な業務。</p> <p>職員の能力向上や外部人材の活用、顧客アンケート等によるニーズ分析などを元にサービス向上に努める。</p>
(1) 技術相談	<p>センターにおける技術相談のほか、定期的な巡回相談の実施等により相談の機会を拡充。</p>	(1) 技術相談	<p>来所、電話、メール等による技術相談、外部相談会への職員派遣、企業訪問等を実施。企業ニーズの把握、センター利用促進、研究成果等の普及拡大につなげる。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○企業訪問数 年間500件</p> <p>○技術相談件数 年間3,000件</p> <p>○技術相談利用企業の満足度 90%</p> <p>○技術相談解決度 80%</p>

第3期中期目標		第3期中期計画	
項目	内容	項目	内容
(2) 依頼試験等	企業等の依頼に正確、迅速に対応するとともに、ニーズの高度化・多様化に応じた、分析、測定、試験等のサービスの充実を図る。	(2) 依頼試験等	正確・迅速な対応、ニーズ高度化・多様化への対応のため、職員の能力向上、試験分析機器の計画的な導入・更新・保守により、分析・測定・試験等サービスを充実。 企業の実験・データ活用能力向上に向けた技術セミナー開催。 【数値目標】 ○依頼試験件数 年間5,000件 ○依頼試験利用企業の満足度 90%
(3) 設備機器貸出	企業等のニーズに対応した設備機器の充実を図るとともに、円滑な利用に向けた環境を整備し、利用促進のためのPR・周知の取組を進める。	(3) 設備機器貸出	ニーズに対応した設備機器の計画的な導入・更新・保守、利用促進のためのPR。 円滑な利用に向け、職員の対応能力向上、支援人材（研究スタッフ）の充実、マニュアルの整備、利用講習会等の開催。 【数値目標】 ○機器貸出件数 年間2,500件 ○機器貸出利用企業の満足度 90%
3 戦略的な研究開発	県政課題や地域課題の解決、企業等の新たな事業展開への支援、将来を見据えた技術シーズの創生などに向けて、人的・物的資源の選択と集中を図りながら、戦略的な研究開発を推進。	3 戦略的な研究開発	選択と集中を図りながら戦略的に推進。研究開発加速のため外部資金獲得、管理法人業務にも積極的に取り組み。 研究開発から事業化までの一貫した支援を視野に、成果を速やかに事業化・市場化に繋げるための取組を推進。 【数値目標】 ○研究テーマ数 年間60件 ○成果報告件数 年間90件 ○知的財産創出件数(ノウハウを含む) 5年間で40件
(1) 県政課題等解決のための重点研究	県政課題や地域課題に係る技術テーマについて、企業、大学、産業支援機関等と連携を図りながら重点的に研究開発を推進。 県等公共団体からの受託研究を積極的に引き受けるとともに、競争的外部資金の確保にも努める。	(1) 県政課題等解決のための重点研究	研究内容に応じ産学官共同プロジェクトへの参画や本県公設試・他県公設試等との連携・協力による研究開発も推進。
(2) 企業ニーズに対応した共同研究及び受託研究	企業等の抱える課題を解決し、その技術力・競争力の強化を図るとともに、新たな事業展開を支援するため、共同研究等を積極的に実施する。 企業等の外部研究資金の獲得に向けた取組を積極的に支援。	(2) 企業ニーズに対応した共同研究及び受託研究	優れた独自技術を有し戦略的な経営を展開できる研究開発型・課題解決型企業の育成が必要。 企業の課題解決、技術力・競争力の強化、新事業展開支援等のため、共同研究を推進。外部研究資金獲得も支援。 【数値目標】 ○共同研究企業の満足度 90%
(3) 技術シーズ創生研究	最新の技術動向等を踏まえ、将来の企業ニーズや県政課題等を見据えた技術シーズ創生のための研究に取り組み。	(3) 技術シーズ創生研究	新技術や市場ニーズの情報収集に努め、技術ロードマップにより方向性と工程を確認しながら技術シーズ創生研究に取り組み。
(4) 研究成果の市場化促進	研究成果を早期に企業等の利益に結びつけるため、研究開発の企画段階から産業支援機関等との連携を図りながら事業化、市場化を促進。	(4) 研究成果の市場化促進	開発の企画段階から事業化を見据えた取組を進め、知財化や成果発表、産業支援機関と連携した共同研究企業の商品開発や販路開拓のための展示会出展等を通じて市場化促進に取り組み。 【数値目標】 ○事業化支援件数 5年間で25件
4 新産業創出及び新分野進出への支援	「いわて県民計画第3期アクションプラン」に基づき、県と連携しながら技術支援を推進。	4 新産業創出及び新分野進出への支援	県と連携しながら新産業創出及び新分野進出に向けた企業等に対する技術支援を推進。 【数値目標】 ○取組プロジェクト数 年間10件

第3期中期目標		第3期中期計画	
項目	内容	項目	内容
(1) ものづくり成長分野への進出支援	自動車・半導体等の中核産業への進出や地域クラスター形成への支援、医療機器関連産業のほか、ロボットや航空機、加速器関連などの新たな産業分野への参入に向けた技術支援を推進。	(1) ものづくり成長分野への進出支援	先進的な取り組みを行っている機関との連携や情報収集に努めながら、県内企業に対し技術支援。ロボット・メカトロ技術などについては、多様な技術シーズ創出に取り組むとともに、企業ニーズに基づく共同研究等を実施。
(2) 食産業及び伝統産業分野への支援	食産業や伝統産業分野などの高度化に向けて、高付加価値製品の開発やブランド化、先端産業との融合など、新分野進出に向けた技術支援を推進する。	(2) 食産業及び伝統産業分野への支援	食産業分野では、地域素材の機能性活用等による高付加価値化・ブランド化、省力化・低コスト化のための技術開発等に取り組む。伝統産業分野では、デザイン開発、先端技術との融合による応用分野開発、伝統産業の継承やブランド化支援に取り組む。
(3) ものづくり革新への対応	ものづくりのビジネスモデルの大きな変革に対応するため、設計から開発・試作・評価までの一貫支援機能の構築等により、企業のものづくり革新への対応、生産性・付加価値向上等の取組を支援。	(3) ものづくり革新への対応	関連情報の収集に努めるとともに、県内企業に対する積極的な情報発信と技術支援。特に、三次元デジタルものづくりに係るノウハウの蓄積やオリジナル技術シーズの形成を進め、設計から開発・試作・評価までの一貫した支援機能の構築等により、県内企業のものづくり革新への対応を支援。
(4) 海外へのビジネス展開支援	情報収集や県内企業への情報発信、国際規格への対応などの取組を進める。	(4) 海外へのビジネス展開支援	関係機関との連携による情報収集・発信、海外の工業規格による試験など国際規格対応に向けた取り組みを推進。
5 連携の推進	より質の高い総合的な支援を提供するため、コーディネート機能を強化。	5 連携の推進	県内外の機関との連携強化のため、センター内に連携推進組織を設置。
6 産業人材の育成		6 産業人材の育成	企業の研究開発人材や高度技術者を育成。また、三次元デジタルものづくり技術など、次世代のものづくりを担う技術者育成にも取り組み。 【数値目標】 ○講習会・研究会開催件数 年間50件 ○技術人材受入れ研修件数(研究開発型人材育成、研修生) 年間15件 ○講習会・研究会参加者の満足度 90% ○研究開発型人材育成利用企業の満足度 90%
(1) 企業人材の技術高度化支援	企業等の技術者の受入、企業等への研究員の派遣、講習会等を積極的に実施し、研究開発人材や高度技術者を育成する。	(1) 企業人材の技術高度化支援	① 講習会等開催 ニーズを的確に捉えた企画を行うとともに、実施結果を検証。 ② 研究開発型人材育成 企業の技術者を受入れ、共同研究を通じ人材育成。 ③ 研修生受入 企業の技術者等への技術習得のための受入れ研修を実施。 ④ 研究会活動支援 センター職員と企業技術者等で組織される研究会の運営支援。 ⑤ 講師・審査員等派遣 研修への講師、技能検定等の審査員、各種補助金等の審査に関する委員、表彰等の審査員等の派遣。
(2) 次代を担う産業人材の育成	三次元デジタル技術など、次世代のものづくりを担う技術者の育成に取り組む。	(2) 次代を担う産業人材の育成	三次元デジタルものづくり技術など、次世代のものづくりを担う技術者育成に取り組む。大学生等のインターンシップを積極的に受け入れ。

第3期中期目標		第3期中期計画	
項目	内容	項目	内容
7 技術移転及び情報発信の推進 (1) 技術移転	研究成果や技術シーズを積極的に産業界に発信、それを活用した企業等の新たな取組を支援。 技術移転成果による企業の事業化事例等を積極的に情報発信。	7 技術移転及び情報発信の推進 (1) 技術移転	成果発表会・講習会・研究会等の開催、研究成果集や技術情報の発行、ホームページでの公開、学会発表や外部機関が作成する研究開発成果事例集への掲載等により研究成果や技術シーズを発信するとともに、それらを活用した企業の取り組みを支援。 【数値目標】 ○技術移転件数 5年間で150件
(2) 知的財産の取得・保護	知的財産権を戦略的に取得するとともに、技術移転にあたっては、知的財産権の権利化により保護を図る。	(2) 知的財産の取得・保護	知的財産権の積極的な取得やノウハウとしての保護に取り組み。企業における知財の戦略的活用を促進するため、共同出願や知財を活用した商品等の事業化支援、岩手県発明協会と連携し知財に係る企業支援に取り組み。 知財スキル向上のため、センター職員向け研修プログラムや企業向け知財セミナーを開催。知財化に対する職員インセンティブとして、知財実施料収入を研究費として還元。 【数値目標】 ○知的財産創出件数(ノウハウを含む)(再掲) 5年間で40件
(3) 情報の発信	成果発表会、各種講習会及びホームページ等の各種広報媒体を活用し、情報を積極的に発信。 技術開発やものづくりの重要性に対する県民の理解向上に向け、分かりやすい情報発信に努める。	(3) 情報の発信	研究開発成果、保有設備やサービス等について、成果発表会、講習会、研究会、外部機関が実施する展示会等イベントへの出展、各種広報資料やプレスリリース等の発行及びホームページでの公開によりPR。 一般公開の開催や施設見学等の積極的な受け入れなど、わかりやすい広報活動を推進。
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項	顧客である企業等の満足度を重視した法人運営及び地方独立行政法人のメリットを生かした業務の効率化により、経営機能の強化を図る。	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	
1 組織運営の改善	(1) 理事長のリーダーシップ、役職員が一体となった運営体制により効率的な業務運営。 (2) 組織・体制を不断に見直し、環境の変化に柔軟に対応。 (3) センター内での組織横断的取組を強化。支援業務と研究業務のバランスを取りながら、効果的な研究推進体制の構築に留意。 (4) 外部評価等により業績を評価し、業務に反映。	1 組織運営の改善	利用者アンケート等による企業ニーズ把握や外部有識者の評価結果等を踏まえ、戦略的な組織の再編、業務見直しに取り組み。 また、成長分野進出やものづくり革新対応などに取り組む企業を支援するため、センター内部の横断的な支援体制を強化。
2 事務等の効率化・合理化	すべての事務の見直しを恒常的に実施。	2 事務等の効率化・合理化	事務事業の見直し作業を計画的に行い、効率化及び合理化を推進。総務管理事務部門においては、外部人材・専門人材を活用。
3 職員の意欲向上と能力開発	職員の勤労意欲の向上のため、客観的な基準に基づく人事評価を実施し処遇に反映。 職員の能力開発に積極的に取り組み。	3 職員の意欲向上と能力開発	役職員間のコミュニケーション機会の充実、人事評価制度や職員等表彰制度効果的な運用。 職員の自発的な取り組み取り組み支援など多様な研修機会を確保し、能力開発と業務遂行能力の向上に取り組み。
4 環境・安全衛生マネジメント及び職場環境の充実	業務運営に伴う環境負荷の低減に取り組み。 事故及び災害の未然防止、職員の健康維持や子育てを支援するための職場環境の整備に取り組み。	4 環境・安全衛生マネジメント及び職場環境の充実	自主運用のエコマネジメントシステムにより環境負荷低減に取り組み。 職場の安全管理及び職員の健康管理を充実。仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に取り組み。
5 コンプライアンスの強化及び社会貢献活動の実施	(1) 法令遵守の徹底、情報セキュリティを含めた社内規範や社会規範の遵守など、コンプライアンスを強化。	5 コンプライアンスの強化及び社会貢献活動の実施	パワハラやセクハラ、情報セキュリティ違反や研究倫理違反・不正経理などを防止するため、法令等の定期チェックや情報セキュリティ対策を強化。

第3期中期目標		第3期中期計画	
項目	内容	項目	内容
	(2) 公正で透明性の高い法人運営のため、情報の公開及び情報の開示請求に適正に対応。		顧客情報や研究開発に係る守秘義務、知的財産など保護されるべき情報の管理には万全を期す。公開が望ましい情報は自主的に公開。情報の開示請求に適正に対応。
	(3) 科学技術やものづくりへの青少年の関心を高めるための活動など、社会貢献活動に取り組み。		関係機関との連携・協力のもと、センター公開イベントの開催、児童生徒の見学受け入れ、ものづくり体験教室の開催支援などに取り組み。
IV 財務内容の改善に関する事項 1 外部研究資金その他の自己収入の確保	研究資金の安定的な確保のため、国等の外部研究資金に関する情報収集の強化及び獲得のための組織的な取組を強化する。 自己収入の確保のため、依頼試験、設備機器貸出などの利用促進のためのPRを実施する。	IV 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画等 1 方針 (1) 外部研究資金その他の自己収入の確保	① 外部研究資金の獲得に向けた情報収集力の強化 ② 採択向上に向け、センター内での研究開発支援体制の強化と研究員の申請書作成能力の向上 ③ 大学や国及び他県公設試、企業等との連携 ④ 管理法人業務の積極的な受託 ⑤ 受託研究の積極的な受託 ⑥ 依頼試験、機器貸出など自己収入財源となる事業のPR
2 経費の抑制	顧客へのサービスの向上を図りつつ、恒常的な業務の見直し、改善、効率化により、運営経費の抑制に取り組む。	(2) 経費の抑制	業務の効率化、合理化を進めながら、計画的に中期計画期間中の経費の抑制に取り組む。
3 事業の効率化	運営費交付金は、「Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成。	(3) 事業の効率化	【数値目標】 ○業務経費、前年度比1.5%以上の効率化 ○一般管理費、前年度比1%以上の効率化。
		2 予算	P. 6 参照
		3 収支計画	P. 7 参照
		4 資金計画	P. 8 参照
		V 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額	230百万円
		2 想定される理由	運営費交付金の受入遅延等
		VI 重要な財産の譲渡・担保計画	なし
		VII 剰余金の使途	企業支援の充実強化並びに人材育成及び施設設備の改善に充当。
V その他業務運営に関する重要事項 1 試験研究機器の整備・活用	適切な試験研究機器の管理及び活用を行うとともに、計画的に整備。	VIII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 1 試験研究機器の整備・活用	必要な試験研究機器の新規導入及び更新を行うとともに、適切な維持管理・修繕のために必要な予算を確保。 試験研究機器の整備に当たっては、国等による補助金の獲得や幅広い外部資金の活用等によって資金を確保。
2 施設・設備の計画的な修繕・整備	施設・設備の老朽化を踏まえ、計画的に修繕や更新。	2 施設・設備の計画的な修繕・整備	中長期の対応計画を策定し、計画的に修繕や整備に取り組み。 適法・適正な管理に必要な法定資格取得者を計画的に育成。
		3 人事に関する計画	専門性の高い人材を計画的に確保。 「人材育成ビジョン」に基づく研究員等の能力向上。